

皆様に、最新の労働災害情報をおとどけしています！

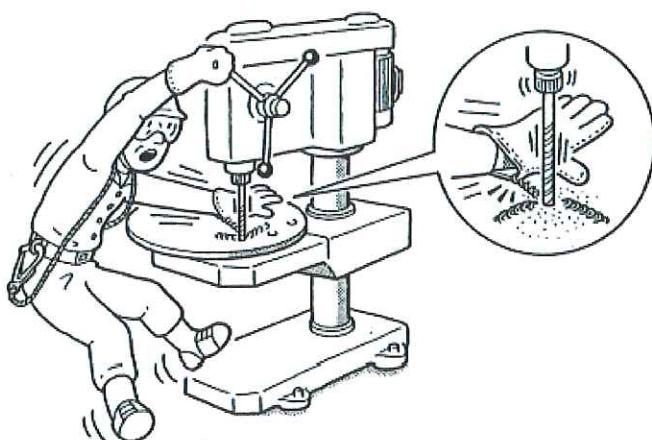
災害発生情報 No.83

2015.9.29
(社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報を届けています。各社の安全管理活動にご活用ください。

【巻き込まれ災害】

業種	金属製品製造業	経験	3年	年齢	49歳	男女	男性		
発生月	――――――	発生時刻		11時50分					
発生状況	ボール盤で鉄板に穴開け、バリ取り作業中、ボール盤のドリルに手袋が巻き込まれ、左手を負傷した。								
負傷の程度／部位	左第二指挫創、骨折			休業見込	2か月				



引用元：日本造船協力事業者団体連合会編、中高齢者災害防止のために
中高齢者災害事例<第2集>、日本財団図書館

◆ 再発防止のアドバイス

1 回転する刃物に「巻き込まれるおそれ」のあるときは、軍手に代表される綿手袋、皮手袋やゴム手袋など全ての手袋の使用を禁止します。

ただし、リスクアセスメントの結果、例えば①回転部のスピードが著しく遅く、使用している皮手袋では絶対に巻きこまれない、②ゴム手袋であれば絡まっても確実に切れてしまい巻き込まれない、となつた場合のみ「巻き込まれるおそれ」がないといえるでしょう。

◆ コメント

軍手。メリヤス製のため伸縮性に富んで使いやすく、しかも安価で丈夫なため、現代では作業用手袋の代表格である。

本来、軍手は作業時に切り傷、擦り傷などの怪我防止のために着用するのですが、旋盤やボール盤など回転する機械で使用すると思わぬ重大災害につながることも。

一口に危険と言っても様々なレベルがあり、機械加工中にかすり傷や切り傷をすることがあります。指先から血が流れ、怪我した本人は痛い思いをしますが、しかし問題は、後遺症が残るような致命傷や入院するような大けがです。

皮手袋は回転数が遅い機械の場合、軍手よりも巻き込まれにくくですが、労働安全衛生規則では、軍手と皮手袋、ゴム手袋を区別しておらず、手袋の禁止を規定しています。

【お願い】

この記事は、筑西労働基準監督署のご協力により作成し、随時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事故ですが、わかりやすいように一部加工する場合があります。